

インボイス制度 個別相談会

個別相談会では、

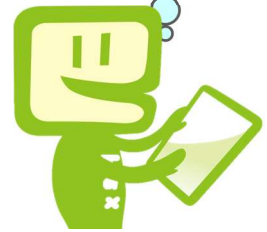
「インボイス制度とは何か」「何をいつまでにしないといけないのか」等の制度の仕組みから、実際の登録申請の方法までご説明します。

申請は
R5年3月末
までに

1 個別相談会の会場、開催日程

四谷税務署（新宿区三栄町7-7） 2階 面接ブース4番

※ 当日に登録申請を希望する個人事業者の方は、スマートフォン、マイナンバーカードをご持参ください。



開催日	
	1月13日（金）
12月16日（金）	1月20日（金）
12月23日（金）	1月27日（金）
時間	
午前9時30分から午後4時30分の間で応相談 （各1時間程度を予定しています）	

2 参加に当たって

- 参加を希望される方は**事前予約制**とさせていただきますので、事前に以下の連絡先まで申込みをお願いします。定員に達した時点で予約の受付を終了させていただく場合がございます。また、感染症等の状況によっては、変更または中止する場合がございます。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお架けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- マスクの着用をお願いします。
- 御来場には、公共交通機関を御利用ください。

（連絡先）

四谷税務署 法人課税第2部門 03-3359-4451 内線 321

軽減税率制度及びインボイス制度に関する情報については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」を御覧ください。

